見積書提出依頼

件　　名	平成25年度南部国道事務所車両売払
数　量　等	別紙「仕様書」のとおり
売払物品の引渡し等	別紙「仕様書」のとおり
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 26 年 3 月 4 日13時30分
担　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　宮　里 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 ※見積金額については、買受希望金額(税抜き)を記載すること。 3 有効な見積書を提出した者の中で最高価格を提出した者を契約の相手方として決定いたします。 4 完了払いとします。 5 売払代金の納付については、当局歳入徴収官の発行する納入告知書により納付期限までに納入すること。 6 契約書作成の要否: 要 7 宛名は、「分任契約担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　金城　博」として下さい。 8 見積書は任意様式でご提出願います。 9 仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
- 予定価格250万円以下の工事又は製造
- 予定価格160万円以下の財産の買入
- 予定価格50万円以下の財産の売払
- 予定価格100万円以下の役務

平成２１年　６月　９日
改正　平成２１年　９月１０日
平成２３年　４月２０日
最終改正　平成２４年１２月２５日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第２条　本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９９条第２号から第７号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成１８年８月２５日付け財計第２０１７号を準用して、同号一（２）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（２）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

＜参考＞予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二　予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三　予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五　予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六　予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

（参加資格）

第３条　本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一　予決令第７０条及び第７１条の規定を準用して、これに該当しない者

二　九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成１３年１月６日付け国官会第２２号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者

三　見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指

名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四　内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六　予決令第９９条第５号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第１８条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第１６条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

（手続）

第４条　毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をＦＡＸすることができる。

2　見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の１３時３０分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はＦＡＸ※とする。なお、ＦＡＸの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※　ＦＡＸによる見積書提出の場合、必ず担当者にＦＡＸした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3　見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が２名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

＜予決令第８１条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和５４年４月１日開管理第４６９号。以下「心得」という。）第４条参照＞

4　見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5　予決令第９９条第３号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6　オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第９９条の２及び第９９条の３の規定を準用して、見積を行う。

＜心得第５条参照＞

（見積書の無効）

第５条　次の各号の一に該当する見積は無効とする。

一　見積に参加する資格を有しない者のした見積

二　委任状を持参しない代理人のした見積

三　記名押印を欠く見積

四　金額を訂正した見積

五　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六　明らかに連合によると認められる見積

七　同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の見積

八　その他見積に関する条件に違反した見積

＜心得第３条参照＞

（結果の閲覧等）

第６条　入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

２　見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

３　見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

（その他）

第７条　その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

平成25年度南部国道事務所車両売払　仕様書

1. 売払物品種別及び台数等
　散水車　日野スペースレンジャー　平成13年式　1台　（詳細は別紙物品調書のとおり）

2. 売払物品の事前確認

　上記1. の物品について売払いを行うが、当該物品については不良箇所、消耗等した部品及び経年劣化したサビ等があるので、買受けを希望される者は必ず当該物品について事前確認を行うこと。
　なお、売払物品については現状のまま売払うものとし、修繕等を行う予定はない。
　また、売払物品を引渡した後、当該箇所等を主張されても当事務所においては一切の対応は行わない。
　事前確認を行える日時及び場所については次のとおり。事前確認を行う場合は経理課契約係へ連絡すること。

　日時　：　平成26年2月25日（火）から平成26年3月3日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分までの間
　場所　：　沖縄総合事務局　南部国道事務所　（沖縄県那覇市港町二丁目8番14号）
　担当　：　南部国道事務所　経理課　契約係　　電話098－861－2337
　注）事前確認時において、参加者が実際に運転することはできない。

3. 売払物品の引渡場所
　上記2. の事前確認場所に同じ。

4. 売払代金の納付
　当局歳入徴収官の発行する納入告知書により納付期限までに納入すること。

5. リサイクル料金等の納付

　車両の売払代金とは別にリサイクル料金8,660円の納付が必要である。内閣府沖縄総合事務局が発行する納入告知書により、所定の納付期限までに納入すること。預託証明書等は前述納入の確認後、引渡すものとする。

6. 売払物品の引渡し
　① 売払物品の引渡しは、車両の売払代金及びリサイクル料金を納付した日から7日以内に担当職員に領収書を提示し、両者立会いの上、受領書と引き換えに行うものとする。
　　※ここで言う引渡しとは、引渡し手続きを開始することを言う。

　② 引渡し開始後、担当職員が一時抹消手続き完了の確認を行った後売払車両を引渡すので、その後車両の名義変更手続きを行い、変更後の登録証の写しを提出するものとする。
　　一時抹消手続き及び名義変更手続きに必要な諸費用は、買受人の負担とする。

　③ 売払車両は現状渡しとするため、引渡し開始後の故障や不具合等について、一切保証は行わないものとする。

　④ 車両の状況等については、担当職員の目視・操作等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、又、全ての車両状況を確認していない。

7. 売払物品の引取り
　① 売払物品の引取りは、引渡しを受けた日から7日以内に完了させるものとする。なお、搬出にあたっては、担当職員の指示に従い誠実に行うものとする。
　② 売払物品の積込及び搬出並びに費用は、全て買受人の負担と責任で行うものとする。
　③ 仕様書に記載なき事項でも附帯的に当然行わなければならない作業は、買受人の負担とする。
　④ 引取り作業は、当局の勤務時間内（午前8：30から午後6時15分）に行うものとし、業務の支障にならないよう注意を払うこと。
　⑤ 引取り作業を行う際には、周辺施設を損傷させないこと。

8. その他
　本仕様書に記載なき事項、その他疑義が生じた場合は、担当職員と協議して定めるものとする。

別紙

物　品　調　書

車 両 名 ：散水車　日野スペースレンジャー

項目	形状及び仕様等
自動車登録番号又は車両番号	沖縄８００は３１４
初度登録年月	平成１３年２月
自動車の種別	普通
用途	特種
車体の形状	散水車
車名	日野
乗車定員	２人
最大積載量	６，５００ｋｇ
車両重量	６，１９０ｋｇ
車両総重量	１２，８００ｋｇ
車台番号	ＦＧ１ＪＰＤ１０１２５
長さ	７７７ｃｍ
幅	２４５ｃｍ
高さ	２９５ｃｍ
型式	ＫＬ－ＦＧ１ＪＰＤＡ改
原動機の型式	Ｊ０８Ｃ
総排気量又は定格出力	７．９６Ｌ
燃料の種類	軽油
走行距離	５９，５６４ｋｍ（平成２６年２月中旬）
自動車検査証有効期限	車検切れ（平成２５年２月）

付属装置及び付属品

(1) バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧８０ｄＢ（Ａ）以上）	１式
(2) カーエアコン	１式
(3) 左折時音声アラーム	１式
(4) 後方確認用カメラ（モニター６．５インチ以上）	１式
(5) スペアタイヤ取付台	１式
(6) サイドボックス	１式
(7) サクションホース（３ｍ以上）	２式
(8) デリバリホース（８ｍ以上）	１式
(9) 藤篭（ストレーナ付）	１式
(10) 取扱説明書	１部
(11) 部品表	１部
(12) 履歴簿	１部

※これらは車両に付属されている装置及び物品を記載したものであり、正常に使用できることを確認したものではありませんし、保証したものではありません（あくまでも現状引渡しです。）

・車両等の状況等
経年劣化による錆・傷等あり。バッテリー不良（要交換）。車両状況の詳細については、事前確認を必ず行って下さい。

・車両に記載されている「沖縄総合事務局」等の文字、マーク及びイラストについて、当局の費用負担で消去した後に、車両の引渡しとなります。

散水車（12－1003）